

## 第3章 地域福祉推進のための施策

### 【基本施策1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり】

#### 1-1 自ら主体的にサービスを選択できる条件の整備

##### (視点)

地域住民が自らの生活上の課題を解決するに当たっては、どのような場合に、どのようなサービスを、どこで受けることができるのか、といった情報を入手したうえで、サービスを的確に取捨選択することが重要です。また、情報提供に当たっては、生活上の課題を整理するための支援やサービス選択に当たっての助言など相談機能が充実していることが必要です。このため、一人ひとりのニーズに適切に対応して相談や利用援助を行うとともに、様々な媒体を活用して効果的な情報提供を行っていく必要があります。

##### ① 身近な相談窓口の充実

核家族化の進行や単身世帯・高齢世帯の増加などを背景に、児童虐待、配偶者同士の暴力、高齢者介護に係る虐待など、それぞれの家庭の抱える問題について早い段階から関わり、気軽に相談できる体制づくりが求められています。

しかも、支援を要する人にとって、どこに相談すればよいか分かりにくいことから、相談窓口は重層的に整備されていることが重要であり、さらに、どこに相談しても事案に応じて適切な情報やサービスの提供につながっていくよう、分野を超えた相談機関相互、あるいは相談機関とサービス機関の連携が取られていることが大切です。

とりわけ、少子化対策や児童虐待防止・DV防止対策等の観点から、子育てに対する支援や家庭内暴力等に関する相談機能を充実させていく必要があります。

こうしたことから、民生委員・児童委員や市町村など、身近な相談窓口の果たす役割が、今後ますます大きくなっていくものと考えられます。

##### (施策展開の方向)

- 地域住民に最も身近な立場で相談支援活動を行う民生委員・児童委員活動の一層の周知を図っていきます。
- 要保護児童等の支援については、要保護児童対策地域協議会等に主任児童委員、民生委員・児童委員が構成員として参画している市町村もありますが、さらに積極的な関与と連携が図られるよう市町村へ働きかけを行います。
- 市町村における相談支援機能が一層充実するように引き続き支援していきます。特に、妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援ができるように、手引きを作成し、市町村等の関係者向け研修会を

開催します。

また、障がい者に関する相談については、市町村において実施する障がい者相談支援事業の強化を図るため、県においてアドバイザー派遣や研修会等を実施します。

- 研修等を通じて相談業務従事者の対応能力の向上に努めるとともに、専門的な相談機関への「つなぎ」が適切に行えるよう相互の連携に一層配慮していきます。

## ② 専門相談機関の充実及び連携促進

高度の専門性を有する事案についての的確に相談対応できる専門相談機関の充実も、併せて重要な課題です。さらに、これらの専門相談機関相互の連携や地域における身近な相談機関との連携を図っていくことが、今後ますます重要になってきます。とりわけ、児童相談所における児童虐待及び女性相談センターにおける配偶者等暴力、性暴力被害への相談支援体制の強化など、新たな課題への適切な対応が求められています。

### (施策展開の方向)

- 県の各種専門相談機関（保健所、児童相談所、女性相談センター、心と体の相談センター等）の各種職員研修を通じた専門性の向上などにより、その機能の充実を図ります。

とりわけ、児童相談所においては、心理職や児童福祉司の任用資格保持者の配置に努め、専門性の向上を図ります。また、心と体の相談センターにおいては、精神保健福祉センターとしての専門相談、高次脳機能障がいの相談支援、自死対策専門相談員の配置などにより、専門的な相談への対応の充実を図ります。

- 専門相談機関と地域における相談機関との重層的なネットワークを構築し、一貫した支援体制が構築できるよう努めます。

また、市町村における要保護児童対策地域協議会の運営支援や連携に努めるとともに、県内7圏域で女性に対する暴力対策関係機関連絡会を開催し、連携の強化に努めます。

- 高齢者に関する医療や介護、福祉の身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能強化に向け市町村（保険者）の取組みを支援します。
- 母子家庭等就業・自立支援センターで、ひとり親家庭等の就業支援や養育費をはじめ生活全般の相談に応じるとともに、母子・父子自立支援員や市町村職員等に対して実践的な研修を実施し、相談機能の強化を図ります。
- 性暴力被害者支援機能を女性相談センターに付加し、医療的支援・臨床心理士によるカウンセリング・法的支援など被害者に寄り添った支援を行います。
- ひきこもり状態にある人や家族等への支援を行うための中核組織として島根県ひきこもり支援センターを設置し、ひきこもり相談や関係機関のネットワーク構築などの支援策を推進します。

### ③ 様々な媒体を活用した情報提供の推進

サービスの利用や事業者の選択に当たっては、利用可能なサービスに関する情報が分かりやすく提供されることが必要であり、また、情報の受け手である住民も様々な状況にあることから、多様な方法による情報提供が求められています。

#### (施策展開の方向)

- 県ホームページなどインターネットを活用した情報提供を一層充実させるとともに、誰にでも分かりやすい内容とするよう努めていきます。
- 広報誌等「紙」による情報提供にも引き続き取り組むとともに、地域のネットワークなど日常的な交流を通じた情報提供の仕組みも活用していきます。  
 子どもの各種相談窓口については、保育所や学校に在籍するすべての児童、生徒及び医療機関に相談窓口を記載したカードを配布します。また、DVについては、相談カードの配置場所の拡大に努めます。
- 県民の方々からの要望に応じて県職員が出向き、行政説明や意見交換を行う「しまね出前講座」において、福祉・健康など身近なテーマについての情報提供を行います。

The image shows a grid of colorful phone consultation cards. The cards are organized into several sections:

- Top Left:** Cards for '子育ての不安・女性の不安' (Childcare/ Women's Anxiety), '産産師ダイヤル' (Midwife Dial), and '子どもや保護者の悩みやごまじりごと' (Children's/ Guardians' Concerns).
- Top Middle:** Cards for '女性の悩み(女性相談ダイヤル)' (Women's Concerns) and '子どもや子育ての悩み' (Children's/ Child-rearing Concerns).
- Top Right:** A large yellow card for '子どもと家庭電話相談室' (Children and Family Phone Consultation Room).
- Middle Left:** Cards for '性暴力に関すること' (Sexual Violence) and '性暴力被害者支援センター たんぽぽ' (Sexual Violence Victim Support Center).
- Middle Right:** A QR code and text about using the card with a smartphone app.
- Bottom Left:** Cards for 'いじめ、不登校、発達などの悩み' (Bullying, School Absence, etc.), 'いじめ相談センター' (Bullying Consultation Center), and '心の健康' (Mental Health).
- Bottom Middle:** Cards for '子ども、若者の相談(いじめ、ひきこもり、就労などの悩み)' (Children/ Youth Consultation) and '安来市子ども・若者総合相談窓口' (Aikai City Youth/ Adult Support).
- Bottom Right:** Cards for '子どもせんようでんわ' (Children's Helpline) and 'チャイルドライン' (Child Line).

資料：電話相談カード

#### ④ 事業者による情報の提供

行政による情報提供だけでなく、事業者も透明性を高め、提供するサービスの内容や提供体制を適切に利用者に伝達することも、利用者のサービス選択の自由度を高める見地から重要な取組みです。このことから、社会福祉法においても、事業者が必要な情報を積極的に提供するように求められているところです。

##### (施策展開の方向)

- 事業者による適切な情報提供が行われるよう啓発・指導します。
- 利用者のサービス選択のための情報を提供する「福祉サービス第三者評価」への取組みを進めます。

## 1-2 支援を必要とする人を支える体制の整備

### (視点)

地域には様々な課題を抱えた住民が生活しています。しかし、抱えている課題が複雑化・多様化していたり、地域とのつながりが希薄化していたりするため、外部に支援を求めることが困難で、必要な支援やサービスにつながりにくくなっている人もいます。

そういった人たちを早期に発見し、必要な支援やサービスに結び付けていくためには、関係機関によるネットワークの構築や地域住民の支え合いなど、地域全体で支えていく仕組みが必要です。

### ① 地域ネットワークの構築を通じた自死対策の促進

本県では年間およそ150人の自死者があり、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）も他の都道府県に比べ高い水準にあります。特に、男性の働き盛り世代と高齢者の自殺死亡率の割合が高くなっています。

地域全体で自死予防の意識高揚を図るなど、地域ネットワークの構築を通じて自死対策への取組みを強化することが喫緊の課題です。

### (施策展開の方向)

- 本県における総合的な自死対策の指針として平成25年3月に策定した「島根県自死対策総合計画」に基づき、自死対策を推進します。
- 県内の関係機関や団体で構成する「島根県自死総合対策連絡協議会」を開催し、連携の強化に努めます。
- 地域全体で自死予防の意識高揚を図り、地域の実情に応じた継続的な取組みを推進するため、圏域ごとに市町村など関係機関や団体で構成する「圏域自死予防対策連絡会」を設置し、保健所が中心となって地域のネットワークを構築していきます。
- 児童生徒が命の尊さを学ぶ教育等の充実や、心の健康についての普及啓発の推進などを通じて県民一人ひとりの気づきと見守りを促します。
- 市町村や自死遺族の会など、関係機関・関係団体との連携を深め、自死予防の観点にとどまらず、総合的に各種施策を推進していきます。

### ② 生活困窮者自立支援制度

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法が制定され、平成27年4月に施行されました。

この法律では、福祉事務所を設置する自治体（本県ではすべての市町村）が、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援等を行う事業）と、「住居確保給付金」（離職等により住宅を失った生

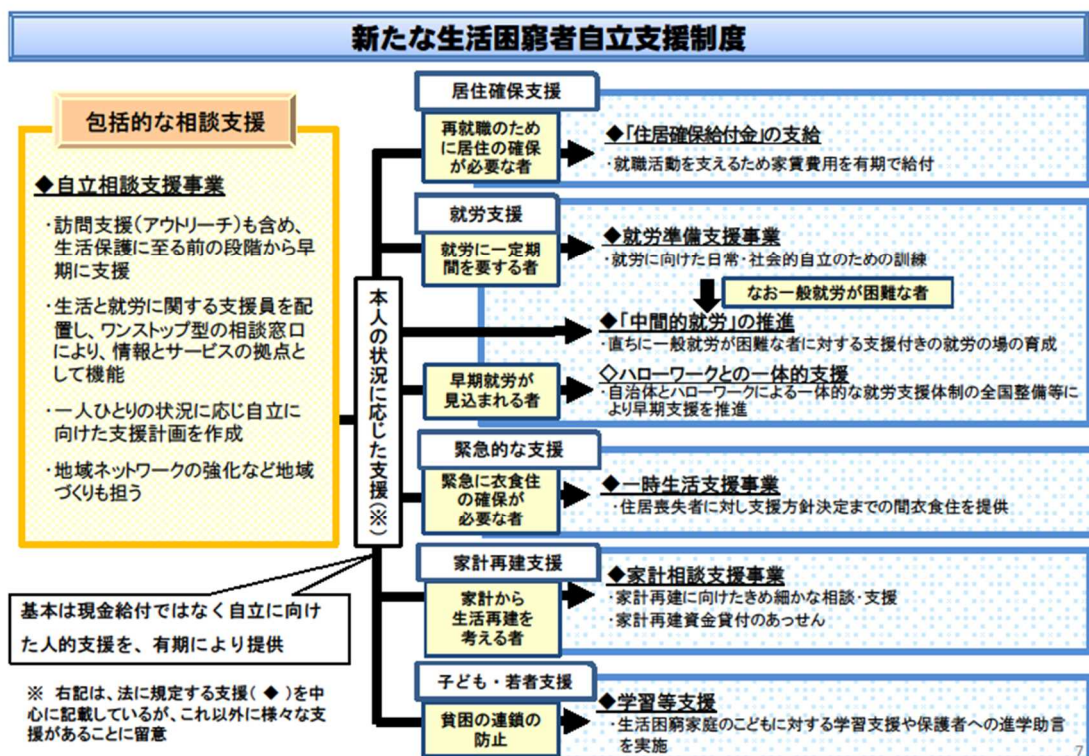
生活困窮者等に家賃相当のお金を給付する事業)を必須事業として実施するほか、「就労準備支援事業」や「家計相談支援事業」などの任意事業が実施できるようになっています。

この制度では「生活困窮者の自立と尊厳の確保」とともに「生活困窮者の支援を通じた地域づくり」を目指す目標として掲げており、自治体においては、生活困窮者の早期発見のための地域ネットワークを構築し、包括的支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げる（不足する場合には開発・創造する）ことによって、生活困窮者が「一方的に支えられる」のではなく「相互に支え合う」地域を作っていくことが求められています。

県は、こうした市町村の取組みが円滑に行われるよう支援します。

### (施策展開の方向性)

- 施策を進めていくうえでの課題について、県、市町村、自立相談支援機関等が認識を共有し、解決に向けた取組みを行う場として「生活困窮者自立支援連絡会議」を開催します。
- 多様な研修の実施や相談事例の共有を通じ、市町村の相談に対応する力を高めます。また、従事者の負担が軽減されるようなフォローの仕組みを構築します。
- 生活困窮者が、就労・社会活動への参加を通じて、地域社会とのつながりや自尊感情を回復していけるよう、当面の間、就労・社会参加の場を先導的に開拓し、その活用を市町村に働きかけます。
- 生活困窮者が、保証人がいない場合でも賃貸住宅への入居が容易になるよう、県内の社会福祉協議会が行う「入居債務保証支援事業」への支援を行います。



資料：厚生労働省

### ③ 子どもの貧困対策の推進

わが国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しいとの指摘があります。本県でも、生活保護や就学援助など経済的支援を受けている子どもや、ひとり親家庭の子どもの数が増えており、子どもの貧困の拡大が認められます。

子どもの貧困は、子どもが持っている資質や能力の十分な発揮を妨げ、ひいては将来の社会にも大きな損失をもたらすものであり、国や地方公共団体をはじめ、社会全体で取り組まなければならない課題です。

平成25年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、地方公共団体は国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有することとされました。

県は、この法律に基づき、平成26年8月に政府が決定した「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案して、平成27年3月に「島根県子どものセーフティネット推進計画」を策定しました。

#### (施策展開の方向)

- 子どもの貧困状態に気づき、それぞれの状況に応じて、子どもや保護者等への適切な保護や支援につなぐため、教育、福祉、雇用など部門を超えた連携体制の構築を進めます。
- 子どもに対しては、現在の不安や困難を取り除くとともに、将来に向かって能力や意欲を伸ばし、希望を持って進路を選択できるような支援を行います。
- 保護者等に対しては、家庭が子どもにとって真に安心できるものとなるよう、保護者等が、直面する課題に自ら主体的に取り組み、解決していけるような支援を行います。
- 県や市町村が緊密に連携し、子どもの貧困対策を着実に推進するための体制を整備します。

## 1-3 サービス総合化の推進

### (視点)

福祉サービスの提供に当たっては、高齢者、障がい者、子育て家庭や要保護児童など、支援を必要としている人々の状況を的確に把握して、一人ひとりのニーズに適切に対応できる体制づくりが必要です。換言すれば、支援を要する人の立場に立って、どのような支援が必要かを見極め、必要なサービスを総合的かつ継続的に提供していくことが求められています。

そのためには、福祉、保健、医療が連携して適切な公的サービスを提供することはもとより、事業者をはじめ、地域住民やボランティア等、様々な主体によるサービスの提供を組み合わせることが必要です。

### ① 福祉・保健・医療の連携及び地域の多様なサービスの活用

これまで、公的な福祉サービスの提供に際しては、福祉・保健・医療各分野の連携促進を図ってきたところですが、引き続き連携強化に努めていく必要があります。

特に、今後は公的な福祉サービスが一層市町村を中心とした地域密着型になっていくことが見込まれることから、公的な福祉サービスと各地域における住民やボランティア等によるサービスとを連結していく視点が重要となります。

### (施策展開の方向)

- 高齢者や障がい者のケアマネジメントに従事する者の技術の向上を図るとともに、多様なサービスを適切に活用できるよう情報提供や関係機関との連携強化に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会構成員、民生委員・児童委員など、児童や保護者などへの相談・支援にあたる者に対する研修や情報提供を通じ、地域の相談・支援体制の強化を図ります。
- 県の各機関も相互に連携し、サービス総合化の視点で諸施策の推進を図ります。

### ② 地域包括ケアシステムの構築

近年、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯が増加していますが、今後は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が増加していく見込みです。また、認知症高齢者も大幅に増加することが見込まれており、認知症を正しく理解し、認知症の方や、その家族を地域で支えていくことが求められています。

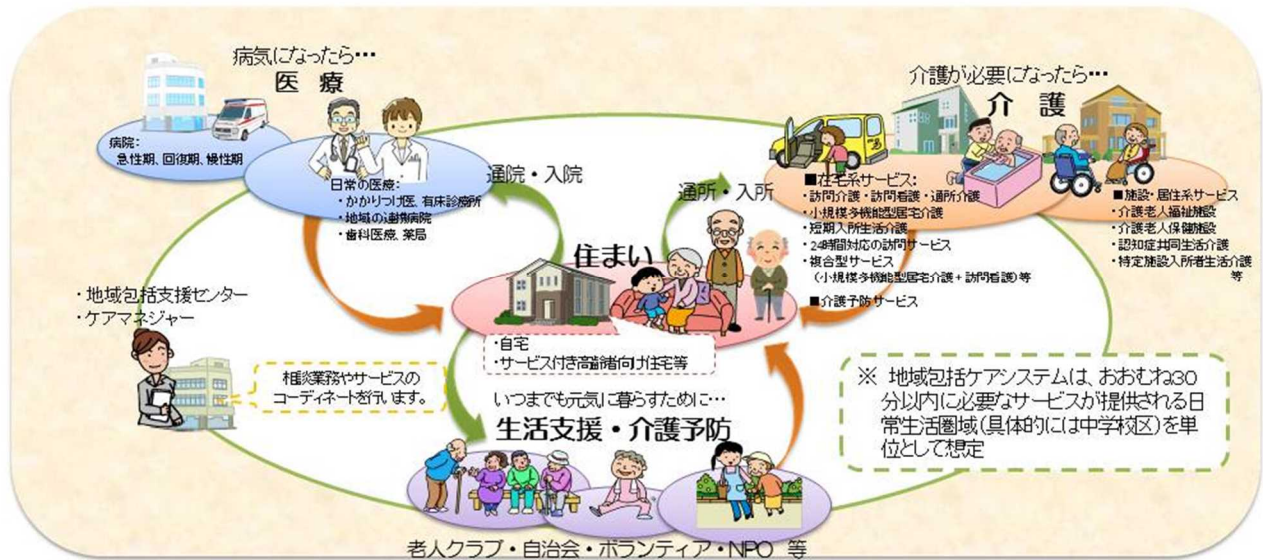
高齢者が要介護状態になった場合でも、住みなれた地域において、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが、切れ目なく有機的かつ一体的に提供されるよう、「地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。



## (施策展開の方向)

- それぞれの地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」を構築できるよう、関係市町村等と連携しながら取組みを進めます。
- 介護予防の重要性を理解して、住民自ら介護予防に積極的に取り組むような地域づくりを推進します。
- 権利擁護や日常的な生活支援ニーズに対応するため、地域住民や生活支援コーディネーターをはじめ様々な主体が連携し、地域全体で支援する仕組みを構築します。
- 質の高い介護サービスが提供され、それが人材の確保・定着につながるよう、サービス事業者と協力していきます。
- 慢性疾患や認知症となる高齢者の増加に対応して、在宅における医療・介護サービスが連携して提供できる仕組みづくりを推進します。
- 高齢者が状態に応じた住まい方を選択できるように配慮しながら、住宅のバリアフリー化など、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを推進します。
- 認知症サポーターの養成などを通じて、地域で認知症への理解を進め、初期の段階から医療・介護などの支援が受けやすい、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを推進します。

## 地域包括ケアシステムの姿



資料：厚生労働省

### ③ 多様なサービスの担い手の参入と協働の促進

支援を要する人に適切なサービスを提供するためには、地域の中で一人ひとりのニーズに的確に対応したサービスが充足されている必要があります。そのためには、社会福祉法人だけでなく、営利法人、NPO、ボランティア、地域住民等様々な主体のサービス提供への参入が望まれます。

各地域において、行政、サービス提供事業者及び地域課題の解決に向けた活動を展開する個人や団体が、相互に連携・協働することにより、一層、利用者本位のサービス提供を実現することが可能となります。

また、本県においては、「県民いきいき活動促進基本方針」を策定し、県民・企業・NPO・行政等が、自主性及び主体性を尊重し相互理解の下に一体となって、県民いきいき活動の促進と協働の推進を図るための施策の基本的な考え方と体系を示しています。

行政とNPO等多様な主体が様々な分野で共通認識をもち、それぞれの有する資源を生かして相互に協力することにより、地域課題の解決やより良い公的サービスの提供につながり、福祉サービスの総合的な提供が行えるよう、幅広い協働を推し進めて行く必要があります。

#### (施策展開の方向)

- NPO法人の活動促進に向けた支援を行うとともに、NPO法人の活動を広く情報発信し、地域住民の社会貢献活動への参加を促進します。
- 「県民いきいき活動促進基本方針」に基づき、協働のための環境を整備し広げていくための取り組みや、行政の体制整備や人材育成、市町村との連携・協力により、福祉分野での行政とNPO等の協働の促進を図ります。

## 1-4 サービス利用者の権利・利益の保護

### (視点)

多くの福祉サービスが、措置から契約へ移行したことに伴い、サービスの利用者と提供者が対等な関係で契約を締結することとなりましたが、人によっては、サービス利用に際して何らかの支援を要する場合や、財産管理の能力が十分でない場合があります。また、サービス利用に関する苦情申立てによりサービス改善を求めることも利用者固有の権利です。

サービス利用者が事業者と真に対等の立場に立ち、安心してサービスを受けるためには、サービス利用者の権利・利益の保護が一層重要な課題となっています。

### ① 日常生活自立支援事業の推進

平成12年の社会福祉法の改正により、判断能力が不十分で、日常生活を営むうえで支障のある人が福祉サービスを利用する際に、必要な手続や費用の支払に関する事務を支援する制度として「福祉サービス利用援助事業」が導入されました。現在、本県においては、島根県社会福祉協議会が、県内の各市町村社会福祉協議会に「日常生活自立支援事業」として当該事業を委託実施しています。事業開始以降利用者が増加しており、本事業の趣旨は着実に浸透してきていますが、今後さらに利用者のニーズに的確に対応できるよう、実施体制の強化に努めるとともに、成年後見制度への移行を促すなどの取組みも必要です。

### (施策展開の方向)

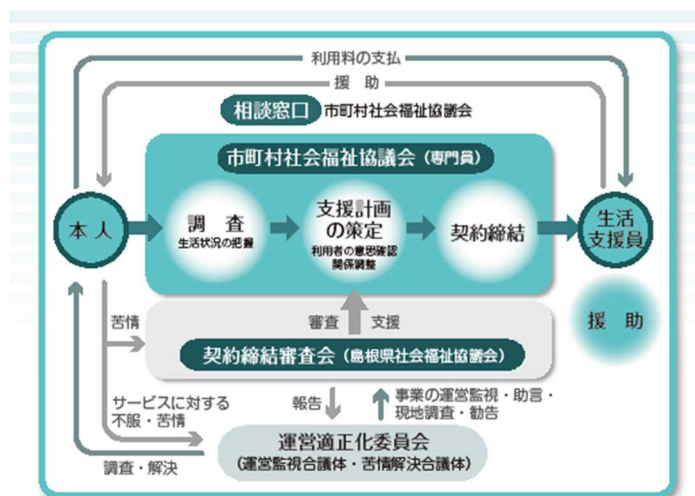
○ 島根県社会福祉協議会における日常生活自立支援事業への取組みを引き続き支援していきます。

支援に当たっては、以下の事項の充実が図られるよう努めます。

- ・ 関係者や利用対象者への広報や啓発
- ・ 事業担当者への研修の充実
- ・ 必要に応じて成年後見制度につなぐ

ための仕組みづくり

日常生活自立支援事業イメージ図



資料：島根県社会福祉協議会HP

## ② 成年後見制度の活用

平成12年4月の民法改正により導入された「成年後見制度」では、「自己決定の尊重」と「本人の保護」との二つの理念の調和が図られています。判断能力が不十分な人が、福祉サービスや財産管理に関する契約等の法律行為を行うに当たっては、この制度を活用することが望まれます。

今後も高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加や障がい者の地域移行の一層の進展、社会的孤立等の問題の広がり等を踏まえると、権利擁護体制の充実を図ることは喫緊の課題です。

このため、当該制度のさらなる普及啓発とともに、弁護士等の専門職後見人以外の市民後見人の育成や、法人後見人の体制整備により、当事者への総合的な支援体制の構築が求められています。

### (施策展開の方向)

- 成年後見制度の普及啓発に一層努めます。
- 市町村長申立てに係る低所得高齢者の成年後見制度の申立費用の補助等を行う「成年後見制度利用支援事業」について、市町村や相談支援事業所に対して活用を働きかけます。
- 弁護士等の専門職後見人以外に、日常生活面から高齢者を支援する市民後見人を育成・支援することを目的とする市町村における「権利擁護人材育成事業」の取組みを支援します。
- 日常生活自立支援事業との連携のもと、「法人後見人」を活用した当事者が利用しやすい支援体制の充実に努めます。

## ③ 苦情解決体制の整備

利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護するうえで、苦情解決への取組みは重要な課題となっています。

このため、社会福祉法において、各事業者は利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととされ、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の選任や第三者委員の設置が指針として示されています。

また、利用者と事業者の間では解決困難な事案の処理や、利用者からの申し出に基づいてあっせん等を行う「島根県運営適正化委員会」が島根県社会福祉協議会に設置されています。さらに、介護保険サービスについては、島根県国民健康保険団体連合会が第三者機関として苦情解決に当たることとされています。また、介護サービス事業所などにおいても、苦情解決の窓口を置き、迅速かつ適切に対応することとなっています。

今後も、サービス利用者の増加や利用者の権利意識の定着によって苦情解決へのニーズは、ますます高まっていくことが予想されます。

**(施策展開の方向)**

- 利用者及び事業者に対する広報・啓発を行い、苦情申出がしやすい環境を醸成します。
- 研修会や指導監査を通じて事業者の理解の促進や積極的な取組みへの指導を行います。
- 苦情解決が円滑に図られるよう島根県社会福祉協議会や島根県国民健康保険団体連合会との連携に努めます。

## 1-5 サービスの質の向上への取組み

### (視点)

事業者が自らのサービスの水準を点検し、その改善を行っていくうえで、また、利用者が自分にとってふさわしいサービスを選択するための情報として、サービス評価の実施と評価結果の利用者への開示を進めていくことは極めて重要な取組みです。

一方、このような自主的な取組みと相俟って、経営指導や指導監査による事業の適切な運営への指導・支援も、サービスの質の確保を図り、事業の適正な運営を確保する観点から、引き続き充実させていく必要があります。

### ① サービス自己評価の実施

社会福祉法において、事業者はサービスの自己評価を行うことが努力義務として規定されています。自己評価を実施し、自らのサービスの水準を点検し、その結果に基づき改善を行うことにより、サービスの質の向上が期待されることから、事業者によるサービスの自己評価の取組みを引き続き進めていく必要があります。

#### (施策展開の方向)

- 適切な自己評価が行われるよう評価基準の提供等必要な指導や支援を行います。

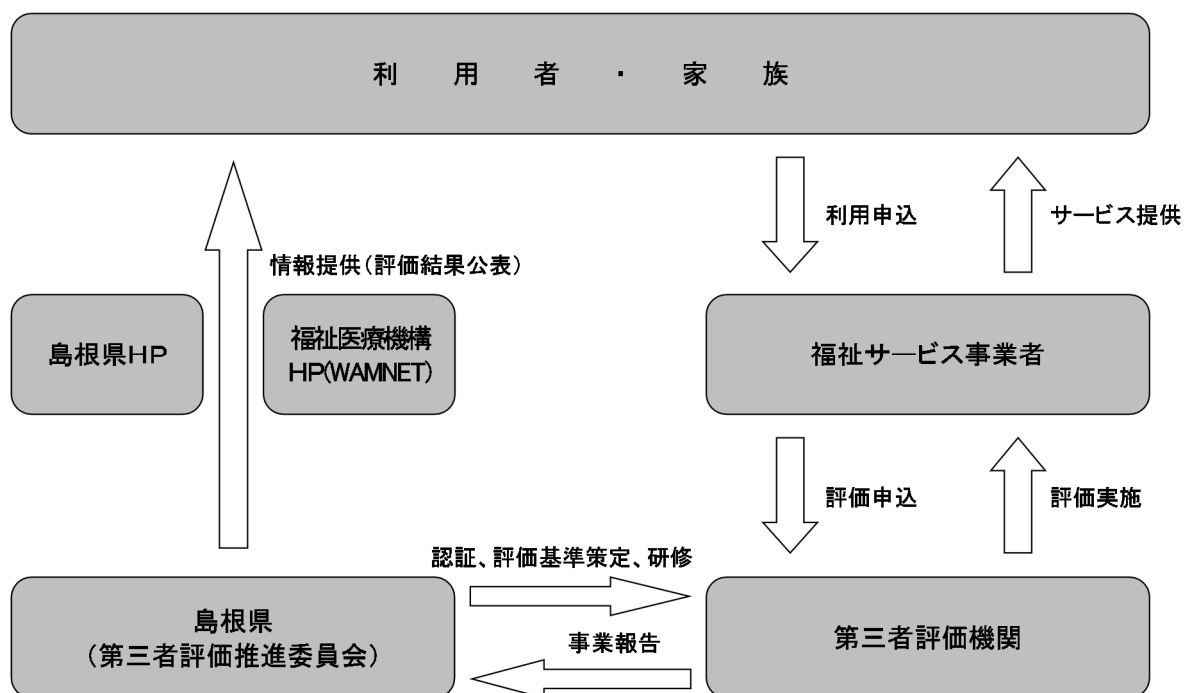
### ② 福祉サービス第三者評価の推進

福祉サービスに対する評価の客観性や信頼性を高めるうえでは、事業者が行う自己評価とともに、一定の基準を満たした公正・中立な第三者機関による評価が有効と考えられます。このため、本県においては、福祉サービス第三者評価制度を平成17年10月から導入していますが、平成24年度から児童養護施設など社会的養護関係施設において義務化され、また平成27年度から保育所において努力義務化されたことを踏まえ、今後さらに福祉サービス第三者評価を推進していきます。

#### (施策展開の方向)

- 第三者評価機関の育成及び認証や、評価調査者の養成・継続研修を行います。
- 福祉サービスの質の向上のための評価結果の適切な情報公開と、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択できるよう分かりやすい情報提供を推進します。
- 関係機関と連携し、あらゆる機会を捉えて第三者評価制度の普及を図るとともに、効果的な方法により事業者の第三者評価導入に向けた取組みを促進します。

福祉サービス第三者評価事業イメージ図



### ③ 経営指導・指導監査の充実

サービス提供事業者が、適切な事業運営や人事、労務、会計等の管理を行い、安定的な経営基盤を確立することは、サービスの質を確保するうえで重要な課題です。このため、島根県社会福祉協議会においては、経営指導事業として、経営全般に関する指導・相談・援助を行っています。

また、県が行う指導監査も、法令等に基づいた適切な事業運営やサービス提供を確保するうえで重要な役割を担っています。

社会福祉法人以外にも多様な事業者が福祉サービスに参入する中で、経営指導や指導監査を通じて適切な事業運営やサービス提供を促していくことは、ますます重要となっています。

社会福祉法人については、内部牽制や財務規律の強化等をめざす法人制度改革が予定されていることから、その趣旨に則り指導監査に適切に反映させていきます。

さらに、防災対策などの課題についても適切に対応できるよう指導していく必要があります。

#### (施策展開の方向)

- サービス提供事業者が適切な事業運営・人事管理・組織運営が行えるよう、島根県社会福祉協議会における経営指導事業を引き続き支援します。
- 監査機関相互の連携を図り、感染症や自然災害、原子力災害への対応等、指導監査を一層充実させていきます。

## 【基本施策2 福祉を担う人づくり】

### 2-1 福祉の心の醸成

#### (視点)

地域福祉を推進するためには、その担い手である地域住民一人ひとりが、福祉に対する正しい理解と深い認識を持つことが重要です。

そのためには、幼少期から高齢期まで生涯にわたり、多様な実践を交えた計画的な教育、学習の機会の提供や広報、啓発を行っていく必要があります。

本県には温かな地域社会や人間関係の中で育まれた真面目で勤勉な県民性があります。こうした「島根の強み」を活かしながら、福祉教育や人材育成などに取り組む視点が重要です。

#### ① 児童・生徒に対する福祉教育の推進

人格形成期において、他人を思いやる心、命の大切さ、ノーマライゼーションの理念、互いの多様性を認めながらともに生きていくことの重要性など、豊かな人権感覚に裏付けられた「福祉の心」を育んでいくことは極めて重要な取り組みです。

福祉教育は、社会の中で支え合い、ともに生きるための力を育むものであり、全人格的な発達の基礎となる教育であることから、学校における全ての教育活動を通じて取り組むとともに、地域においても日常生活を通じて積極的に取り組んでいく必要があります。

その実施に当たっては、教育委員会、学校等、社会福祉協議会をはじめとする地域の関係者が十分に連携を図り、地域の人材や資源を積極的に活用しながら、「総合的な学習の時間」等において取り組むとともに、休業日等における地域の中での学習機会を活用し、地域において人との関わり等を通して豊かな人間性を育み、さらには、福祉についての理解を深めながら、連帯意識や自らの役割や責任を果たそうとする意識を高めるための取り組みを強化していく必要があります。

#### (施策展開の方向)

- 全ての学校等において福祉教育が行われるよう取り組んでいきます。特に、教育委員会、学校、社会福祉協議会との密接な連携を図り、地域の人材や資源を有効に活用した福祉教育充実への取り組みを一層進めていきます。



## ② 地域における福祉教育・啓発の推進

地域においては、互いに支え合う心や活動などを育む環境づくりを進めるため、家庭、行政、学校、福祉施設、社会福祉協議会等が一体となった地域連帯の輪を広げていくことが大切です。

そのうえで、生涯学習の観点から、住民一人ひとりのライフステージに応じた福祉の心を醸成するための取組みとして、福祉講座、座談会等の開催、さらには体験活動の機会の提供等を通じて、知的な理解や関心を深めると同時に、体験活動を通じた福祉の心の深化に努めていく必要があります。

とりわけ、今後は身近な地域における福祉教育の充実が重要であり、市町村（地区）社会福祉協議会などと連携し、公民館を拠点とした地域の福祉課題に即した取組みの充実が求められています。

また、このような学習を通じて、ボランティア等の実践活動に展開させていく取組みを進めていくことが重要です。

さらに、福祉の心の醸成に当たっては、多様な情報提供や啓発活動も重要であり、今後とも、様々な機会を捉えて広報等を進めていく必要があります。

### （施策展開の方向）

- 公民館と市町村（地区）社会福祉協議会の連携を促し、地域の実態に応じた公民館における学習プログラムの充実を図ります。
- 県・市町村社会福祉協議会と連携し、地域の福祉教育指導者の養成やスキルアップ研修を行い、地域における福祉教育の充実を図ります。
- 地域はそれ自体が福祉教育にとって最良の教材であり、地域の中での多様な交流の促進や福祉課題への取組みを通じて、地域住民の福祉の心が一層深まるよう努めます。
- 認知症を理解し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成します。
- 障がいの特性や必要な配慮などを理解し、障がいのある人を支援するあいサポーターを養成します。
- しまね県民福祉大会、その他福祉に関する各種のイベントや情報提供を通じて、地域住民の福祉への理解を深めていきます。

## 2-2 福祉を担う専門的人材の養成・確保

### (視点)

福祉サービスは、人を相手とし、人の手によって行われるサービスであることから、サービスの質を確保し、適切なサービスを行うためには、高度な専門性や幅の広い知識、実践力、さらには高い人権意識を備えた人材を養成するとともに、このような福祉人材の安定的な確保を図っていく必要があります。

そのためには、県内におけるあらゆる関係機関・団体等との密接な連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者に対する就業支援や就業経験を有する者の再就業の支援を行い、さらには福祉サービス事業従事者の資質向上のための研修機会を充実させる必要があります。

### ① 福祉人材の養成と就業促進

本県では、拡大する福祉ニーズに応えられるよう、関係機関・事業者等が連携を図りながら、ホームヘルパー、介護福祉士、介護支援専門員、保育士など、多様な職種の養成・就業促進に努めてきました。

しかしながら、福祉職場への定着率は高いとは言えず、また、少子高齢化や核家族化等に加えて、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37（2025）年には、認知症や医療ニーズを併せ持つ要介護高齢者が増加し、今後さらに福祉ニーズは増大していくと想定されることから、引き続き人材養成、福祉職場への就業促進に取り組むとともに、資格取得の支援や雇用条件の改善など福祉職場への定着率を高める方策を講じる必要があります。また、保育士についても、今後の保育サービスの増大に伴い、保育士の不足等が懸念されることから、新たな人材の確保や有資格者の就業促進を図る必要があります。

本県では、福祉人材の確保を図るため、島根県社会福祉協議会を指定して、島根県福祉人材センターを運営しています。島根県福祉人材センターにおいては、福祉職場への求人・求職の斡旋、紹介等を行う無料職業紹介事業、求人求職開拓、合同就職面接会等を行う福祉・介護人材マッチング支援事業、UIターンフェアへの参加、福祉人材に関する情報提供や各種研修会、講習会等を行っています。今後とも島根県福祉人材センターの機能強化に努め、福祉人材の養成と就業促進を図る必要があります。

また、福祉人材の確保に当たっては、教育現場での働きかけが重要です。学校での副読本やガイドブックによる福祉教育や福祉職場での体験学習、県内外の養成校学生に向けた介護の就業体験などにより、生徒、保護者、教員が福祉についての知識や理解を深めていくことを通じ、地元の福祉職場への就業に繋げていく必要があります。

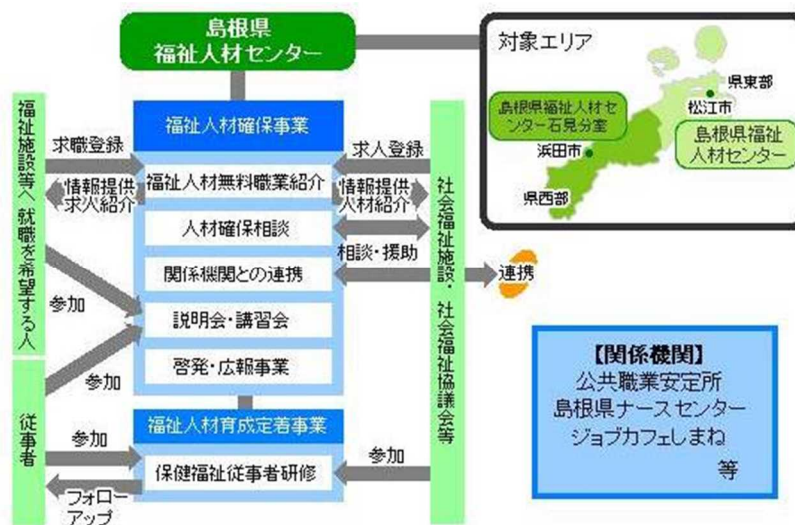
### (施策展開の方向)

- 今後のサービス必要量を見据え、必要な人材が確保できるよう福祉・介護人材の養成機関や関係団体等と密接に連携を図り、人材養成を進めていきます。
- 島根県福祉人材センターにおける事業の一層の充実を図ります。とりわけ、以下の事項への取組

みを強化します。

- ・ ハローワークやナースセンターなど関係機関との連携強化による一層効果的な就業支援の実施
  - ・ 大学生・専門学校生及び転職者等、福祉分野への就労希望者に対する各種講習会や面接会等の開催による多様な人材の確保
  - ・ 資格を持ちながら勤務していない、いわゆる「潜在介護福祉士」、「潜在保育士」、「潜在看護師」の職場復帰、就労につながる研修等の実施
  - ・ 介護福祉士等修学資金貸付制度、保育士修学資金貸付制度、島根県社会福祉法人経営者協議会・島根県老人福祉施設協議会が行う介護福祉士養成修学資金貸与事業や市町村独自の貸与制度等、福祉分野への進学・就職を促す情報の提供
- 県内の関係機関・団体で構成する「福祉・介護人材確保対策ネットワーク会議」の中で、福祉・介護人材の確保・定着に向けた協働事業の実施等を進め、養成校等専門機関への情報提供に努めるなど効果的な人材確保対策を推進します。
- 働きやすく、働きがいのある福祉・介護職場づくりを目指して、職場環境の整備を支援するとともに、社会的評価やイメージを高める取組みを進めます。
- 小中高生向けに福祉・介護の仕事の内容や魅力を紹介する副読本やガイドブックの作成・配布、福祉職場での体験学習や介護職場のイメージアップ事業など、福祉や介護の分野に対する若い世代の理解や関心を高める取組みを強化します。
- 県外に向けての幅広い情報発信や広報啓発に努め、U I ターンによる就業を促進します。

### 島根県福祉人材センターの取組み



資料：島根県社会福祉協議会HP

## ② 研修機会の提供による資質向上

福祉に関するニーズが多様化する中で、利用者にとって、より満足度の高いサービスを提供するためには、全ての福祉サービス事業従事者がその職種に応じた専門的知識・技術を高める必要があります。

島根県福祉人材センターでは、資格取得のための支援研修をはじめ、新任職員から管理職員までの福祉職員キャリアパス対応生涯研修、経営支援研修、テーマ・課題別研修、資格支援研修を行い、福祉サービス従事者の資質の向上に努めています。また、職場研修サポート事業により、県内養成校・職能団体等の協力のもと、小規模事業所等へ講師派遣を行っています。

### (施策展開の方向)

- 島根県福祉人材センターにおける研修機能の充実を図ることとし、特に、以下の事項への取組みを強化します。
  - ・ 介護保険法の改正や障害者総合支援法の施行により、人事管理やサービス管理も含めた経営管理が大きな課題となっていることを踏まえ、福祉サービス事業経営者を対象とした研修への支援
  - ・ 研修内容への助言や外部講師の確保等、各事業所が行う職場研修を充実させるための支援
- 福祉に関する各研修機関・団体との連絡調整を緊密に行い、県内において体系的な研修実施が可能となるよう努めていきます。

## 2-3 ボランティア、NPOの育成と活動支援

### (視点)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政の果たす役割に加え、ともに支え合い、助け合うという観点から、地域住民の自発的な取組みが重要になっています。

とりわけ、地域福祉の担い手として、ボランティアやNPOの役割は今後ますます大きくなることが予想されますが、活動に対する社会的認知度はまだ高いとは言えないため、一層積極的な支援を行うとともに、理解を深めるための広報・啓発に努める必要があります。

### ① ボランティア活動の促進

ボランティア活動への関心は高まっており、市町村社会福祉協議会に登録されているもので、887団体19,566人（平成27年3月末現在）となっており、地域福祉の担い手として多種多様な分野にわたって活動を行っています。

こうしたボランティアの活動を育成・支援するため、本県では平成21年4月にボランティアの募集情報の発信や、県民がボランティア登録を手軽に行うことができる「県民活動応援サイト(島根いきいき広場)」を開設しました。また、島根県ボランティア活動振興センター（島根県社会福祉協議会設置）や市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会設置）では、ボランティア活動の推進や機運の醸成に向けた取組みを行っています。

このうち、島根県ボランティア活動振興センターでは、県域におけるセンターとして、広域的課題や開拓的・先駆的課題に対する取組みとそのプログラム開発、及びボランティアコーディネーターの研修等人材育成を行うとともに、市町村ボランティアセンターと連携しながら、各種事業の実施を通じて、地域住民がボランティア活動に参加しやすくなるような環境づくりを進めています。

一方、市町村ボランティアセンターでは、ボランティアの養成講座の開催、ボランティアをしたい人とボランティアを求めている人とのコーディネート、各種の情報提供などを通じて、ボランティア活動に対する住民の関心を高め、住民のニーズを積極的に開拓するとともに、活動に当たって必要な支援を行うことにより、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる環境づくりを進めています。

今後は、地域の中で個別に活動を行っているボランティア団体等が情報交換を行うなど、横のネットワークを組んで活動を行える仕組みづくりが課題となります。

近年、サラリーマン等の勤労者が、社会貢献又は余暇活動としてボランティア活動に関心を持つ場面や、退職年齢に達したいいわゆる『団塊の世代』が新たに地域の一員に加わる場面も増えています。ボランティアやNPOなどが、勤労者の持つ専門的な知識を必要とする場面も多く、勤労者のボランティア

活動や民間非営利活動への参加が大きく期待されています。

また、高齢者や障がい者などをボランティアの受け手としてのみ捉えるのではなく、自らもボランティアとして活動が行えるよう支援する観点も重要となっています。

さらに、東日本大震災を契機に、被災地支援を行う県民ボランティア活動を支援、コーディネートする災害ボランティアリーダー育成の重要性が認識され、喫緊の課題となっています。

### (施策展開の方向)

○ 島根県ボランティア活動振興センター及び市町村ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、引き続き支援していきます。支援に当たっては、以下の事項について充実が図られるよう努めます。

- ・ ボランティア希望者と地域のボランティアニーズを結びつけるボランティアコーディネーターの拡充と専門性を高める取組み
- ・ ボランティア団体やNPOを含む市民活動団体相互のネットワーク形成や協働のための交流の場の提供
- ・ ボランティア活動に対する企業・労働組合の理解を深めるとともに、勤労者のボランティア活動への支援や体制づくりを進め、勤労者のボランティア活動参加を促進する取組み
- ・ 企業向けフォーラムの開催や表彰制度の実施を通じた企業の社会貢献活動の促進

・ (公財) ふるさと島根定住財団

(しまね県民活動支援センター)

との連携を強化し、ポータルサイトの充実などボランティア活動や民間非営利活動の情報提供等効果的な支援の実施

- ・ 島根県ボランティア活動振興センターを運営する島根県社会福祉協議会を通じた災害ボランティアリーダーの育成事業の実施(災害ボランティアセンターの運営、多様な支援団体との連携・協働、被災者の潜在的ニーズの発掘 など)



県民活動応援サイト 島根いきいき広場HP

<https://www.shimane-ikiiki.jp/>

- 市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会等関係機関と連携し、災害発生時に「災害ボランティア」(被災者の支援を目的とした善意の活動が無償で行う個人・団体)の活動が円滑かつ効果的に行えるよう、連携体制の整備、ボランティアやコーディネーター(リーダー)の育成、普及啓発など活動環境の整備を行います。

## ② NPOに対する活動支援

ボランティア基盤の上に立ち、より組織化され、継続的な活動を行いうるNPOへの期待が高まっています。特定非営利活動促進法(NPO法)に基づく認証団体は、平成27年3月末現在で274団体になっていますが、近年団体数の伸びは鈍化しています。

また、NPOは今後の公共サービスの新たな担い手として注目されていますが、多くのNPOについては、資金調達、人材育成、情報開示等が大きな課題となっています。NPOが自主的で主体的な活動を展開し、地域課題の解決に貢献できるよう活動基盤の整備を支援していく必要があります。

本県においては、(公財)ふるさと島根定住財団(しまね県民活動支援センター)でのNPOの研修、相談をはじめNPO活動に対する総合的な支援を行っています。今後、さらに活動しやすい環境づくりを進めるため、市町村との連携や県の部局を超えた支援体制を築いていく必要があります。

### (施策展開の方向)

- (公財)ふるさと島根定住財団(しまね県民活動支援センター)におけるNPO支援機能を一層充実させていきます。特に、資金、人材、情報をはじめとするNPO法人の活動基盤の強化を支援します。
- NPOと行政との協働や活動しやすい環境づくりを進めるため、NPO担当部局を中心に市町村とも連携し、県全体でNPOを支援する体制を構築していきます。

## 【基本施策3 福祉のまちづくり～ともに支え合って皆がいきいきと暮らせるまちづくり】

### 3-1 地域住民の参加による地域福祉の推進

#### (視点)

誰もが、住みなれた地域で、生きがいを持ち、充実した生活を送りたいという願いを持っています。そして、このような願いに応えるためには、行政によるサービス提供に加えて、地域住民自らが、より住みやすい地域を創っていかうとする自主的・主体的な活動が重要です。また、全ての地域住民が、地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されていなければなりません。

これまで、各地域において、地域住民が主体となって、ともに支え合うネットワークを構築し、支援を要する人を支えるとともに、福祉活動を通じてより良い地域づくりを行う取組みが進められてきました。一方、住民だけでは対応が困難な課題やニーズに対しては、社会福祉法人、企業、NPO等多様な主体による社会貢献活動が大きな役割を果たしています。

今後とも、各地域において住民の総意のもと、地域福祉の推進を基調とした福祉のまちづくりに向け一層の力を結集していく必要があります。

#### ① 地域住民主体の福祉活動の推進

地域においては、地区社会福祉協議会（地区福祉会）、町内会、自治会、老人クラブ、PTA、ボランティア、NPOなど様々な団体が、多様な活動を行っています。また、地域住民も相互に交流し、日常的な声掛けや助け合いが行われています。本県においては、社会福祉協議会の主導のもと、関係団体や地域住民が集まって、地域の福祉に関する課題や資源を把握し、福祉のまちづくりを推進するための民間の福祉活動の総合計画である「市町村地域福祉活動計画」の策定や推進が積極的に進められています。

一方、市町村においては、社会福祉法に基づき地域福祉を推進するため「地域福祉計画」を策定することが求められています。「地域福祉計画」には、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援制度を積極的に盛り込むことが求められており、地域のネットワークづくりや社会参加の場づくりなど、盛り込むべき具体的な事項が国から示されています。

こうした行政計画としての「地域福祉計画」と民間の福祉活動計画としての「地域福祉活動計画」は適切な連携を持ちながら策定・推進される必要があります。

#### (施策展開の方向)

- 人口減少・少子高齢化が進行する本県において、地域コミュニティの空洞化を防止するためには、地域におけるきめ細かな福祉活動の推進を図っていくことが重要であることから、「地域福祉計画」の策定及び推進が円滑に行われるよう、市町村への支援に努めていきます。



## ② しまね流自治会区福祉活動の推進

これまで、島根県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会では地区（小学校区・公民館区）を単位に、サロン活動、学習活動等を中心とした「小地域福祉活動」を行ってきました。

平成20年度から、3年間のモデル事業として住民に最も身近な自治会区を単位に、支え合いや見守りの仕組みづくりを行う「しまね流自治会区福祉活動」を実施し、平成23年度には、このモデル事業の成果を踏まえて「しまね流安心生活創造プロジェクト推進事業」を実施し、地域の支え合い活動の立ち上げ支援、地域活動の拠点整備、人材育成に取り組む市町村や島根県社会福祉協議会に対し支援を行いました。

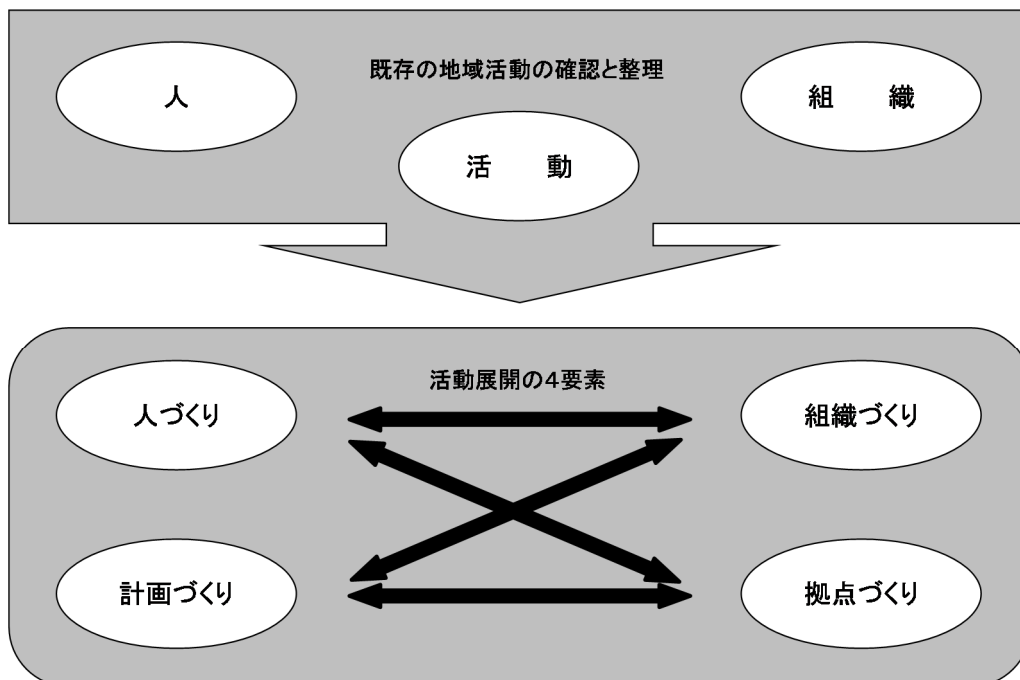
平成25年度からは、市町村社会福祉協議会を中心とした自治会区福祉活動支援チームによる支え合い活動の立ち上げや活性化に向けた取組みを、島根県社会福祉協議会を通して支援しています。

今後も、地区社会福祉協議会（地区福祉会）、町内会、自治会、老人クラブ、PTA、ボランティア、NPOなど、地域の多様な担い手が連携・協働しながら活動していくことが重要です。

### （施策展開の方向）

- 社会福祉協議会を中心に進めている自治会区福祉活動が、県内の多くの地域で取られるよう、行政、関係団体等の連携体制の強化、支援を行います。
- 地域の福祉活動をコーディネートする「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」の実践力の向上に努めます。
- 優れた自治会区福祉活動を行っている団体の活動を表彰し、その取組みを紹介します。

しまね流自治会区小地域福祉活動イメージ図



### ③ ともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進

誰もが、住みなれた地域で、いきいきと暮らすためには、国籍、年齢や障がいの有無、程度にかかわらず、全ての地域住民が主体的に地域と関わり、それぞれの状況に応じて地域社会の一員として活動できる環境が整備されている必要があります。

とりわけ、高齢者・障がい者等を「要支援者」としてのみではなく、その持てる能力、知識や経験を活かして、何らかの「支援を行う者」としても捉え、社会参加を促すなど、地域住民全てが「互いに支え合う」という観点に立った取組みが重要になります。

また、地域の結びつきが希薄化していく中で、支援を要する人々が決して孤立することなく、地域の中で見守られ、地域とつながりを持ちながら暮らしていけることが必要です。何らかの課題を抱えている人々を発見し、地域社会の中に取り込み、支援していくためには、地域のネットワークを有効に機能させていくことが重要です。さらに、身近な地域において交流や支援を行う機能や活動拠点の充実も課題となっています。

全ての地域住民が差異や多様性を互いに認め合い、ともに支え合い、ともに生きる地域社会づくりを行うことにより、一人ひとりの自己実現が可能となるとともに、ノーマライゼーションの理念が具現化できるものと考えられます。

#### (施策展開の方向)

- 地域の中で何らかの支援を要する人を見守り、その人の生活上の課題を発見し、地域の中で支援するとともに、必要に応じて行政によるサービスが受けられるようにするため、自治会区のネットワークが「見守り」、「発見」、「つなぎ」のネットワークとして機能するよう引き続き支援し、その活用を図ります。
- 高齢者や障がい者等が、年齢や障がい等にかかわらず、文化、スポーツ、ボランティア等の地域活動や生涯学習など多様な活動に参加し、地域の人々と交流できるよう、これらの人々の社会参加を促進し、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを支援していきます。
- 市町村社会福祉協議会等が中心となって実施している高齢者や子育て家庭等を対象とした交流活動を支援していきます。支援に当たっては、世代間交流をはじめ地域内の多様な交流が促進されるよう努めます。
- 公民館が、地域住民の交流をはじめ、地域福祉活動の拠点として一層有効に活用されるよう引き続き支援を行っていきます。
- 隣保館については、福祉と人権のまちづくりの拠点として、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善・向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資するという役割を果たして

いることから、地域住民の交流をはじめ、地域福祉活動の拠点として一層有効に活用されるよう引き続き支援を行っていきます。また、隣保館職員の相談対応能力の向上などのスキルアップを図るとともに、関係機関とのネットワーク構築を支援していきます。

#### ④ 社会福祉法人の地域における公益的活動の推進

地域における福祉サービスの重要な担い手である社会福祉法人については、社会福祉法の改正により、これまで以上に地域における公益的な取組みを実施する責務を果たすことが求められています。特に、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供するなど、これまでの制度では満たされなかった社会的要請に応え、地域のネットワークに積極的に参画し、新たなニーズを踏まえた取組みを進めていく必要があります。

##### (施策展開の方向)

- 社会福祉法人が、地域の福祉ニーズを踏まえ、他の事業主体では対応できない様々な公益的活動に積極的に取り組むことができるよう支援していきます。

#### ⑤ 県民いきいき活動の推進

福祉、まちづくり、子どもの健全育成、環境保全など多様な分野において、地域課題の解決に向けた県民、NPO等による自主的・自発的な活動が活発に展開され、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現するうえで大きな役割を果たしています。

本県においては、平成17年、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、「島根県県民いきいき活動促進条例」を制定し、県民・企業・NPO等による地域社会貢献活動を『県民いきいき活動』と位置づけ、これらの活動を促進するとともに、NPO等との協働を推進しています。

こうした『県民いきいき活動』や協働が広がり深まることによって、地域が活性化し、自立的に発展できる快適で活力のある島根を築くことを目指しています。

##### (施策展開の方向)

- 「島根県県民いきいき活動促進条例」に基づき、『県民いきいき活動』の促進と協働の推進を図るための施策の基本的な考え方と体系を示した「県民いきいき活動促進基本方針」を策定しています。その基本方針に従い、県民・企業・NPO等多様な主体が取り組む『県民いきいき活動』や『協働』の一層の促進を図ります。
- 『県民いきいき活動』を様々な広報媒体やフォーラムの開催等によって広く県民に周知するとともに、「しまね社会貢献基金」への寄附を呼びかけて、NPO等の公益活動を広く支援します。

- 県民が『県民いきいき活動』へ積極的に参加できるよう、県民・企業・NPO等と連携して、活動機会の拡大に向け取り組みます。特に、企業の社会貢献への支援を強化します。
- NPO等が自主的で主体的な活動を展開し、地域課題の解決に貢献できるよう、活動基盤の強化に対する支援を行います。また、中間支援組織である（公財）ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）の機能の充実を図ります。
- NPO等との協働を推進するため、NPO等と行政との関係づくりや協働の段階的な支援など協働環境の充実を図ります。

## 3-2 関連分野との連携

### (視点)

地域福祉の推進に当たっては、福祉、保健、医療の一体的な運営はもとより、生活関連分野との連携を図ることが重要です。このことによって、はじめて地域住民の生活課題を包括的に解決することが可能となります。また、関連分野の施策を推進するうえでも、地域福祉と一体的に取り組むことにより、一層の効果が期待できる場面も多いと思われます。

このことから、本計画の推進に当たっては、関連分野の施策と十分に連携を図りながら取組みを進めていきます。

### (施策展開の方向)

#### ○バリアフリーの推進

本県においては、平成10年に「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、障がいのある人もない人も、誰もが安全かつ快適に暮らせるまちづくりの推進を進めています。

今後とも、地域住民、事業者等への普及・啓発を積極的に図り、行政、住民、事業者、各種団体の連携のもと、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等「物のバリアフリー」はもとより、「心のバリアフリー」にも一体となって取組み、ひとにやさしいまちづくりを総合的に推進していきます。

#### ○健康長寿しまねの推進

健康長寿の延伸を目指した健康づくり県民運動を、全県及び各圏域において「健康長寿しまね推進会議」を母体として推進しています。

「住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進」「生涯を通じた健康づくり」「疾病の早期発見、合併症予防、重症化予防」「多様な実施主体による連携のとれた運動の推進」を柱に多様な取組みを展開していきます。

#### ○地域における子育て支援・児童の健全育成

少子化対策や児童の健全育成の推進に当たっては、行政、企業、NPO等、地域社会全体で子育てを支援し、地域の中で子どもたちが健やかに育つ環境づくりを行うことが重要です。子育て家庭の負担感や不安感の軽減に向け、子育てを地域全体で応援する機運の醸成や子育て家庭への支援サービスの充実など必要な環境づくりに努めていきます。

#### ○地域における住民生活の包括的な支援

障がいや公共交通機関の状況などのために移動に支障がある住民の「移動手段」の確保や、高齢者、障がい者の働く場の確保など、地域における住民生活の包括的な支援に向けて、関係機関と連携を図りながら取組みを進めていきます。また、障がい者については、地域生活への移行・定着を

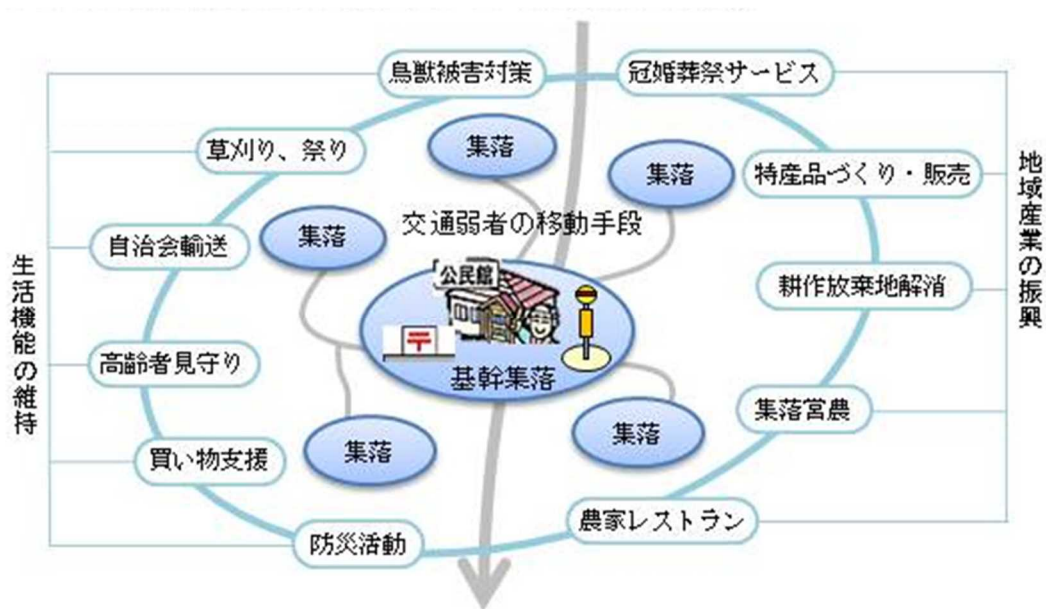
進めるため、居住に関する支援を行うとともに、一般就労に向けた取組みや障害者就労支援事業所における工賃向上を推進します。

○中山間地域対策

中山間地域においては、個々の集落における日常生活機能等の維持が困難となっており、より広域な公民館エリアを基本単位とする取組みを進めています。

取組みに当たっては、住民主体の議論の中で、高齢者の買い物支援などの日常生活機能の維持をはじめ、交通弱者の移動手段の確保など地域運営の仕組みづくり（「小さな拠点づくり」）を進めることとしています。

「小さな拠点づくり」のイメージ（公民館エリア）



### 3-3 地域福祉を推進する体制の充実

#### (視点)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域福祉の担い手である地域住民をはじめ、事業者、ボランティアやNPO等を支援し、これら主体間の適切な連携を確保し、持てる力を最大限発揮させる役割を担うものが必要であり、その充実強化が不可欠の課題です。

また、災害時において特に配慮を要する高齢者、障がい者等に対しては、平時から災害時に備えた支援体制を整備しておくことが重要です。

#### ① 民生委員・児童委員活動の充実強化

民生委員・児童委員は、地域住民にとって最も身近な相談・支援者として、地域における福祉ニーズを発見し、関係機関と適切に連携を図りながら、課題解決に向けて取り組むことが期待されています。とりわけ近年は、生活困窮者やひきこもり状態にある人への支援、子育て家庭への支援、児童虐待の早期発見やひとり暮らし高齢者の見守りなど地域実態に即した具体的でタイムリーな取組みが求められています。

地域住民が抱える生活課題やこれに対応するサービスも多様化する中で、民生委員・児童委員が住民に適切な助言を行い、効果的なサービス利用につなげていくためには、研修を充実させることはもとより、主任児童委員の連携・援助機能の強化や関係機関・団体との連携強化を図っていく必要があります。

#### (施策展開の方向)

- 民生委員・児童委員として、よりの確な相談・援助が行えるよう必要な知識や援助技術の習得のための研修を充実させるとともに、民生委員・児童委員の活動内容の広報や活動を行ううえでの課題の把握に努め、円滑な活動が行える環境づくりを進めます。

また、主任児童委員についても、よりの確な相談・援助が行えるよう必要な知識や援助技術の習得のための研修を充実させます。

- 地域住民や自治会等による要支援者の「見守り」「発見」「つなぎ」などの活動が、民生委員・児童委員や行政の活動に円滑に繋がっていくよう、関係機関・団体とのネットワークを強化していきます。

#### ② 生活支援コーディネーターの養成

「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域で高齢者の在宅生活を支えていくためには、介護保険サービスのみならず、市町村事業や民間市場、地域の支え合いで行われているサービスの活用も促進しつつ、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるような取組みを積極的に進める必要

があります。

このため、介護保険制度の改正により、市町村は平成30年度までに「生活支援コーディネーター」を配置し、地域資源の開発やボランティア、地縁組織等多様な主体間のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等の多くのコーディネート機能を担うことにより、重層的な生活支援や介護予防の取組みを推進していくこととされています。

#### (施策展開の方向)

- 市町村で生活支援コーディネーターとして配置を予定している人材に対する養成研修を実施します。

### ③ 島根県社会福祉協議会への支援

島根県社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する団体として明確に位置づけられており、島根県福祉人材センター及び島根県ボランティア活動振興センターの運営、生活福祉資金の貸与、福祉サービスに関する利用援助や苦情解決、福祉施設経営指導事業など、地域福祉の推進のため全県的に行うことが適当な事業を広範に実施しています。

今後とも、本県の地域福祉推進の中核的団体として市町村社会福祉協議会や関係団体と連携しながら、より専門性の高い事業を展開することにより、本県の地域福祉を強力に推進することが期待されています。

#### (施策展開の方向)

- 島根県社会福祉協議会がその本旨に即して運営され、本計画の推進力となるよう体制の充実や諸事業の効果的な展開を支援します。

### ④ 市町村社会福祉協議会への支援

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられている市町村社会福祉協議会は、地域住民をはじめ社会福祉に関する事業・活動を行う者のほか、幅広い地域の機関・団体で構成され、市町村と連携・協働しながら地域福祉を推進する中核的団体としての役割を担っています。

これまで、市町村社会福祉協議会は、福祉総合相談、福祉教育、ボランティアの養成と福祉活動への参加促進、声かけや見守りなど自治会区のネットワーク活動及び在宅福祉サービスの提供など住民参加を基本として幅広い活動を展開し、公的な福祉サービスだけでは対応できない多様な生活課題の解決に積極的に取り組んできました。

とりわけ本県においては、市町村社会福祉協議会が中心となって、全国に先駆けて、民間福祉の活動・



行動計画としての「地域福祉活動計画」の策定及びその推進が図られています。さらに、住民参加による高齢者や障がい者への支援、あるいは子育て支援などの分野で、サロン活動などの先駆的事業も活発に展開されています。

今後は、より身近な地域での福祉活動の充実が求められることから、地域住民のニーズに対応したきめ細かな相談支援機能の充実をはじめ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのコーディネーターとしての役割が一層期待されています。

#### (施策展開の方向)

- 身近な相談支援機能を充実させ、地域福祉推進のコーディネーターとしての役割が強化されるよう島根県社会福祉協議会を通じて支援します。

### ⑤ 要配慮者支援体制の強化

本県では、これまで、災害時において特に配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の避難支援に向けて、「災害時要援護者避難支援ガイドライン」等を作成し、県内市町村の避難支援の取組みを進めてきました。

しかしながら、東日本大震災では、多くの高齢者や障がい者が被災したことから、国では災害対策基本法を改正し、市町村に対し災害時に避難支援が必要な方をとりまとめた「避難行動要支援者名簿」の作成を義務付け、その名簿を平時から民生委員や消防団などの避難支援を行うこととなる方へ提供し、避難支援が必要な方の情報共有ができるようにしました。

これを受け、県内市町村では、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、避難支援の「個別計画」の策定の取組みがなされています。

また、民生委員・児童委員も、日常的な見守りと生活の支援を通して、万一の災害時に避難支援体制が機能するよう「災害時一人も見逃さない運動」を展開しています。

平時から、行政と民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織など関係機関が連携し、地域の避難行動要支援者情報を共有しておくこと、災害時に要配慮者の避難先となり得る「福祉避難所」を指定しておくことなど、具体的な避難支援の実効性を向上させていくことが重要です。

#### (施策展開の方向)

- 災害時に備え、市町村における「福祉避難所」の指定、避難行動要支援者の具体的な避難方法等についての「個別計画」の策定などの取組みを支援していきます。
- 避難行動要支援者が適切な避難支援を受けられるよう市町村を支援していきます。
- 災害時の避難所等に福祉専門職を派遣する「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の体制整備を進めます。